

介護老人保健施設

R6.8.1

プラタナスの丘（料金表） 介護予防短期入所（1割負担）

非課税 単位(円)

居室区分	利用者段階	要支援度	1割負担分	居住費	室料	食 費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	1日につき
多床室	第1段階	要支援1	613	0	0	300	18	24	955
		要支援2	774			1,116			
	第2段階	要支援1	613	430		600			1,685
		要支援2	774			1,846			
	第3段階①	要支援1	613	430		1,000			2,085
		要支援2	774			2,246			
	第3段階②	要支援1	613	430		1,300			2,385
		要支援2	774			2,546			
	第4段階	要支援1	613	437		1,800			2,892
		要支援2	774			3,053			
従来型個室 A	第1段階	要支援1	579	550	1,100	300	18	24	2,571
		要支援2	726			2,718			
	第2段階	要支援1	579	550		600			2,871
		要支援2	726			3,018			
	第3段階①	要支援1	579	1,370		1,000			4,091
		要支援2	726			4,238			
	第3段階②	要支援1	579	1,370		1,300			4,391
		要支援2	726			4,538			
	第4段階	要支援1	579	1,728		1,800			5,249
		要支援2	726			5,396			
従来型個室 B	第1段階	要支援1	579	550	1,050	300	18	24	2,521
		要支援2	726			2,668			
	第2段階	要支援1	579	550		600			2,821
		要支援2	726			2,968			
	第3段階①	要支援1	579	1,370		1,000			4,041
		要支援2	726			4,188			
	第3段階②	要支援1	579	1,370		1,300			4,341
		要支援2	726			4,488			
	第4段階	要支援1	579	1,728		1,800			5,199
		要支援2	726			5,346			

★ その他の利用料金

* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

送迎費(片道)	184円	入所や退所に際してご自宅まで送迎した場合、片道184円をご負担いただきます。
個別リハビリ加算(日額)	240円	理学療法士や作業療法士が集中的にリハビリを行った場合、1日につき240円をご負担いただきます。
療養食加算(1食)	8円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき8円をご負担いただきます。
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	51円	介護老人保健施設が担っている「在宅復帰支援施設」としての役割に対して、取り組みを行っている施設を評価する加算です。1日につき51円をご負担いただきます。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の7.1%に相当する金額をご負担いただきます。
日用品費(日額)*	200円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品として、1日につき200円をご負担いただきます。
教養娯楽費(日額)*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料(月額)*	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円～	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料*	3,000円～	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料(月額)*	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

利用者段階	対 象 者	特定入所者介護サービス費
第 1 段 階	○生活保護受給者	該 当
第 2 段 階	○市町村民税非課税の世帯で高齢福祉年金受給者	
第 3 段 階	○市町村民税非課税の世帯で本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	
第 4 段 階	○市町村民税非課税の世帯で本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円超266万円以下の方	非 該 当
	○上記以外で市町村民税課税の世帯の方	

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。